

# 大宮家文書の原本調査から

はじめに 大宮家文書は、中世から近世にかけて春日社の常住神殿守を世襲した大宮家が所蔵する文書である。この文書は奈良市が調査を実施してきたが、それに対して歴史研究室も調査協力をおこなった。奈良市による調査成果は、奈良市教育委員会『奈良市歴史資料調査報告書(23)』(2007年)として公表されたが、『報告書』では触れ得なかった調査成果の一端を、ここに紹介したい。

坂上中子等田地処分状案 成巻第4巻5号は後欠の文書として貼り継がれているが、実はその後半部分は、第21巻の裏打紙文書として現存していた(裏11号)。紙継目で糊離れしたと思われる。それを写真上で復原すると図36のようになる。この結果養和2年(1182)の年紀も判明し、『平安遺文』未収の院政期の売券案文が、欠損なく復原できたことになる。関連文書には、第4巻6号・7号・8号・10号(それぞれ『平安遺文』2090号・2307号・2385号・『鎌倉遺文』3552号)があり、みな同筆と思われる。添上郡坂原郷字三間田上切の田地に関する本券文として書写されたのだろう(秋元信英「中世の春日社神殿守をめぐる法と制度」『国学院大学日本文化研究所紀要』29輯、1972年参照)。

成巻第1巻1号・2号系図 第1巻1号・2号は大宮家の系図である。この2通の系図は、現状では貼り継がれて1通の完結した系図としての体裁を整えている(図37・39参照。ただし糊離れて分離した状態である)。しかし、本来は異なる2通の系図であり、今回の調査により、1号後欠部分・2号前欠部分の一部を発見できた。系図全体については奈良市『報告書』に解説・釈文を掲載したので、ここではその接続関係を中心に説明しておく。

1号の大宮家系図は、現状では第2紙が5.3cmのみ残存する状態である。しかしその第2紙欠損部分の断簡が、未整理文書の中に遺存していた(図38)。第2紙には紙背文書に書状が存在するが、その書状も新出断簡と接続して一通の書状となり、高田為政書状であること、よって年代は室町後期頃であることが明確となった。1号系図の年代も、それ以降なのだろう(奈良市『報告書』参照)。

2号の北郷常住神殿守系図は、南北朝に原形が成

立したと思われる古系図だが(巻頭図版2参照)現状では前欠である。しかし、未整理文書・成巻文書裏打紙より、この系図の前欠部分と思われる断簡計4葉が発見された。その内容は下記の通りである(図40参照)。

- ①未整理文書中の断簡 巻首に外題・内題を記す。
- ②第6巻裏9号断簡 (首)「代々藤井姓也...」
- ③第16巻裏15号断簡 (全文)「清貞 清武」
- ④第21巻裏9号断簡 (首)「利重...」

これら断簡の接続関係については、次のように想定された。まず①巻首断簡は、右端の糊付け・絵の具痕跡より見て、その右側に、成巻第1巻の表紙が糊付けされていた時期がある。成巻第1巻の表紙は元来は、2号系図の後補表紙だったのだろう。そして①断簡の左奥端裏には糊付け痕があり、紙の断片(上部には黒変した紙、下部には白色の紙)が附着している。どうも、巻首断簡の左側に1号系図を貼付して、成巻第1巻の巻首として利用しようとした時期があるように思われる。

また③「清貞 清武」断簡と④「利重」断簡は、左右に並んで切断面が綺麗に接続し、「利重」に至る縦の朱線も、両者にまたがって接続する。そして、「利重」から後方へ延びる朱線は、2号冒頭の「吉守」に至る朱線に接続する位置に来るが、2号との間には少々の欠損がある。一方、③の「清貞」以前には朱線が存在せず、「清貞」が文首だった可能性がある。なお、2号右端には紙継目の糊代があるが、どの時期の継目かは明確でない。

それ以外は相互に接続しないが、虫喰痕跡は合致する。

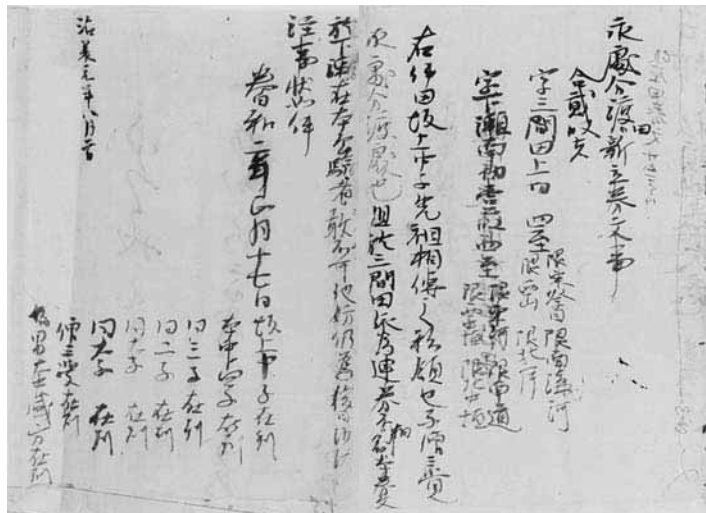


図36 坂上中子等田地処分状案 1:4(釈文は右頁参照)

◎ 釈文

興福寺元興寺東大寺八幡宮等記 (甲函26号(2))

〔外題題簽〕  
〔興福寺元興寺東大寺八幡宮等記〕

興福寺

金堂 仏像ハ大織冠内大臣鎌足、

御堂ハ淡海公創天春日地立之、懸興福寺額、

和銅三年庚戌建立、自件年至延応元、五百卅年、

和銅者依武蔵國ヨリ上ルニ熟銅也、

食堂

四十千手身觀音、持手陀羅尼、利益衆生、

拔苦タラニ、滿願タラニ、破業障タラニ、

賓都廬ハ昔孟佞王ノ臣下、今六神通ノ聖人、

金堂同時建立也、淡海公和銅三年食堂、安

北円堂

元正天皇、御諱水高、後改飯高、

又云直山天皇申、

養老四年庚申、直山ノ天皇勅ノ長屋大臣

造此御堂、為淡海公御周日所造立也、

自件年至延応元己亥五百卅年、

又云、養老五年辛酉為藤原太政大臣不比等

所建立給也、八月三日漆朱方畢云々、

東金堂

太上天皇女帝飯高天皇寢膳不安之時、

聖武天皇 勅所司等奉造立也、

自件神龜三年丙寅至延応元、五百十四年、

飯高天皇ハ聖武天皇ノ御姉也、此日記為正、

五重宝塔一基

天平二年庚午造立、光明皇后

西金堂

天平六年正月十一日、光明皇后為先妣橘大夫

人御忌日、造立供養之、

又云、天平七年乙亥正月十一日、造功之供養

請僧四百人、納袈裟四百帖内、各一帖充

施之、御志趣如先、

講堂 天平十七年造之、

立東大寺、奉鑄始大仏像云々、

自件年至嘉禎四年、四百九十四年、

南円堂

弘仁十四年、冬嗣左大臣關院左相符藤氏滅衰

時所造立也、但御仏者御父内麻呂公左大臣

所造置也、先講堂安之、

西御塔

撰政太政大臣臣忠実御建立、永久四年三月六日

御供養、請僧百人、導師僧正覚信、勸賞令

任大僧正畢、呪願永実法印、第三年元永元年

三月十五日、関白殿下於御堂、被令始行唯識會、

講師十人、丁衆十人、問者、弘撰当寺碩学了、

厚嚴院円堂

中宮御願、鳥羽院御造立、

保安三年壬寅或四年癸卯八月十八日

甲辰祐壇新始、同年十月十九日甲辰

已上、

或記云、聖武天皇之水精形像金堂靈勝之

本口也云々、春日大明神一御前尺迦也云々、黄園

濟円僧都草案在之、

又云、西金堂修二月貞觀十一年己丑始行、

清和天皇、撰政良房 天安二年八月撰政、

東金堂修二月万寿四年丁卯始行、

後一条院、撰政関白頼道宇治殿申、

又云、多武峰覚現房作聖講式云、

如来滅後千五百歳推古天皇即位一十九年、

受生於大原里天兒屋根命廿一世孫小徳冠中臣

御食子、可長子也云々、

又云、皇極天皇三年拜神祇伯、孝徳天皇

元年任内大臣云々、

又云、天智天皇授大織冠賜藤原姓云々、

元年任内大臣云々、

(コノ間三行分空白)

又云、元興寺和銅二年元明天皇始作云々、私云、和銅

以後至七年、其間不絶造功歟、

又、靈龜二年元正天皇作御云々、私云、元明天皇

依不令造畢御、重元正天皇令造立御歟、

又、養老二年始至于天平十七年、廿五年造立云々、

神主大善口状

八幡三所阿彌陀三尊 朝兼ハ尺迦三尊云々、

御殿北脇武氏 南若宮 次カワラ

次坂本 次松童 次エヒス 次八王子

中御門東御座天日神也、

坂上中子等田地処分状案

(以下、第四卷五号)

〔端裏書〕  
坂原田券文サムマイ内

永處分渡。新立券文事

合式段者

字三間田上切 四至 限東祭目 限南溝河

字下瀬南切壹段四至 限西山 限北岸

〔裏書〕  
下瀬壹段法進於神主殿畢

右、件田坂上中子先祖相伝之私領也、而僧三覚

永處分渡處也、但於三間田、依為連券不。副本券文、

於下瀬、在本公驗者敢不可他妨、仍為後日沙汰、

注事状如件、

養和二年正月十七日 坂上中子在判

本中臣四子在判

同三子 在判

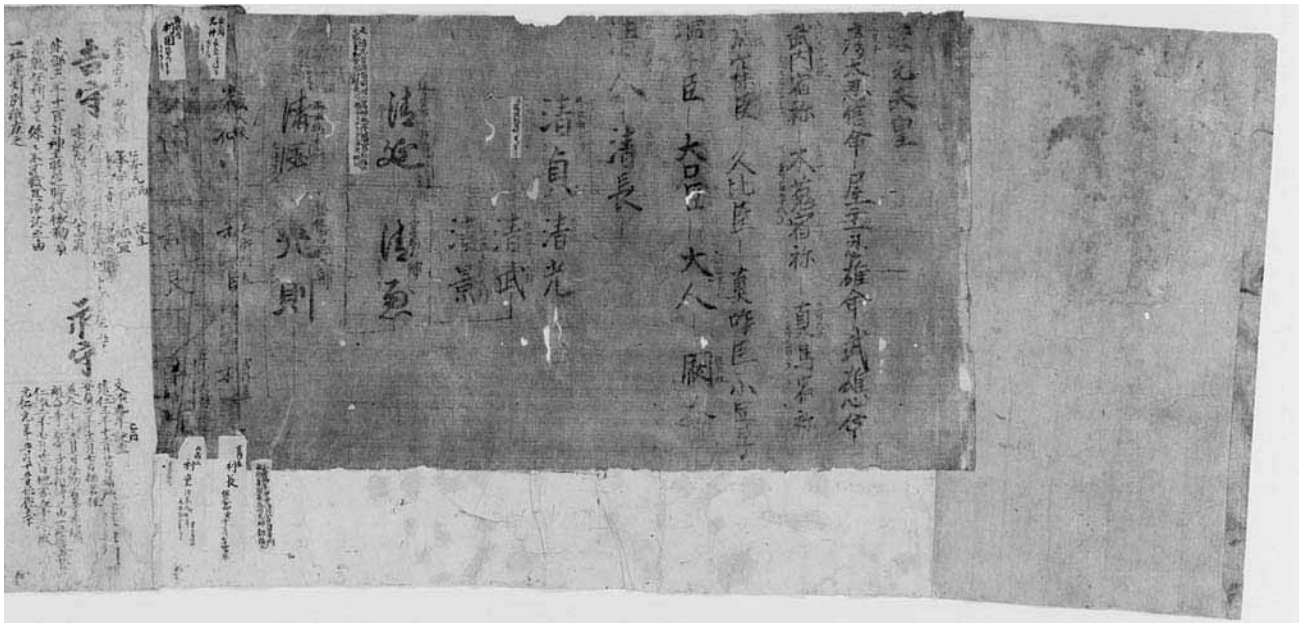
同二子 在判

同大子 在判

同大子 在判

僧三覚 在判

治承元年八月二日 嫡男大中盛方在判



(2号右端)

(1号)

(表紙)

図37 成巻第1巻巻首 1:4 以下同様(オモテ)



(新出断簡)(1号)



ウラ 高田為政書状

(1号ウラ)

(新出断簡ウラ)

図38 1号系図復原図

また虫喰痕跡からは、②断簡の「代々藤井姓也...」という記載は裏書であることが判明する(②の紙背に文字は無い)。そこで図40には、②の裏焼き写真を掲げておいた。

そして虫喰痕跡の一周の長さは、断簡で8.4cm、2号冒頭で8.1cm程度である。そこでその間に断簡を配列すると、虫喰痕跡2周分の中に、図40のように復原される。断簡右端から2号右端までは28cm程度である。

以上の想定によれば、2号系図の巻首は一応、文首からほぼ料紙が連続した状態で復原できたことになる。そして実は、大宮家文書己函の近世の系譜写の中には、清貞から始まり、「清貞 清武 光則 利貞 利国 利重 吉守」と続く系譜を記したものが存在している(奈良市『報告書』の解説参照)。上記復原の傍証となるだろう。

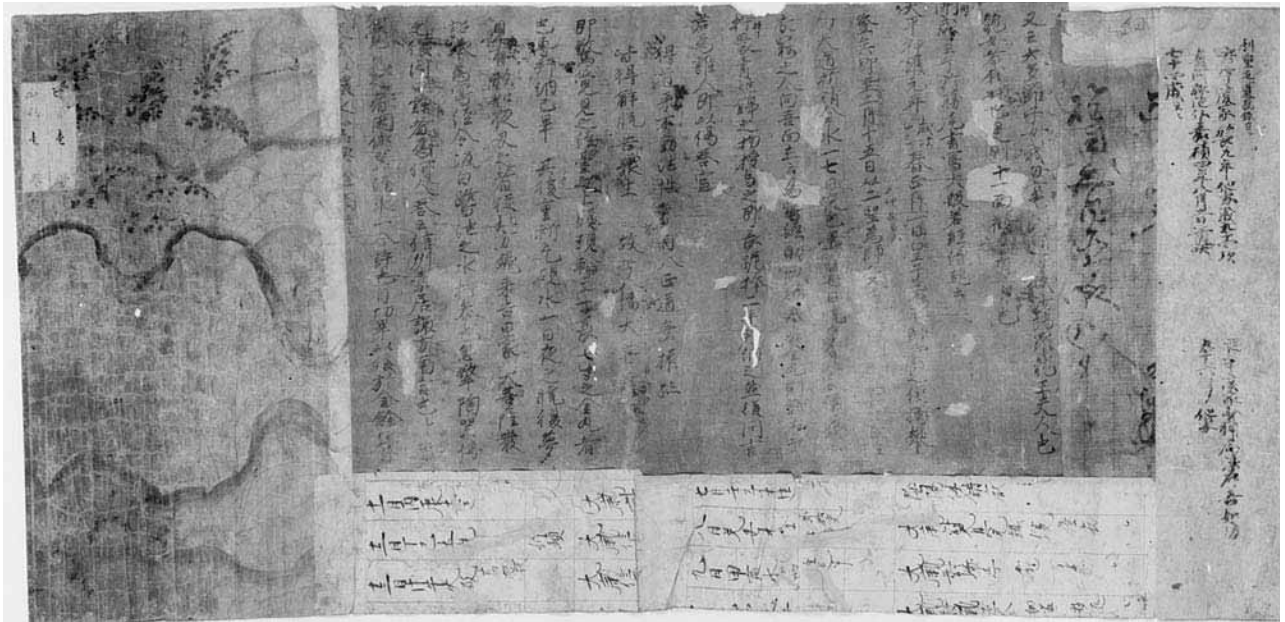
甲函26号典籍と紙背具注暦 また現在、1号系図の下には2葉の紙が貼付され、2号系図と縦寸法を揃えている(図37・39。1巻裏1号)。この2葉の紙は、左右に連続する

具注暦の断簡である。さらには、以下の事実が確認できた。この断簡左側の下部欠損部分には成巻第16巻裏14号が連続し、またこの断簡の前後には、甲函26号の2通の典籍紙背にある具注暦が連続する(図41)。その結果、これは正和4年(1315)の具注暦で、全体では8月23日から12月30日、1巻裏1号断簡は11月7日から13日の分であることが判明した。甲函26号の2通とは、具注暦の紙背に典籍を書いたもので、典籍の書写時期も具注暦と同様、鎌倉後期と判断される。そして典籍の後補表紙には2通それぞれに、次のような外題が記されている。

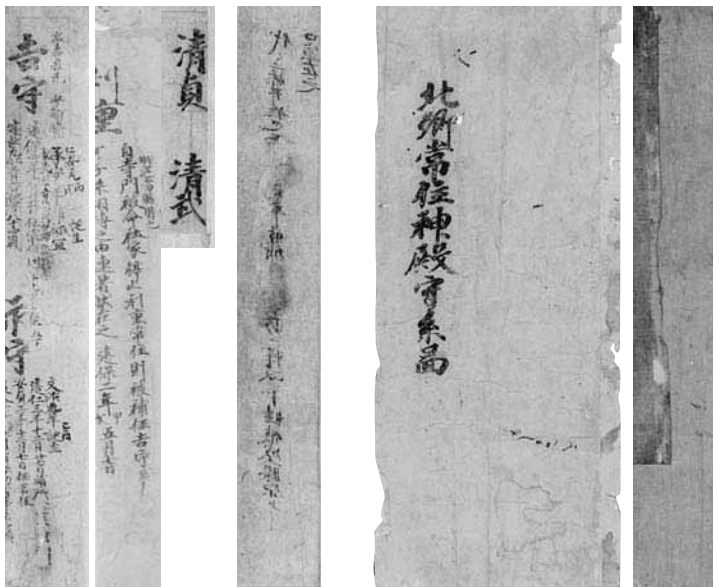
(1)「表暦裏書曰天地院縁起」(雲紙題簽)

(2)「興福寺元興寺東大寺八幡宮等記」(素紙題簽)

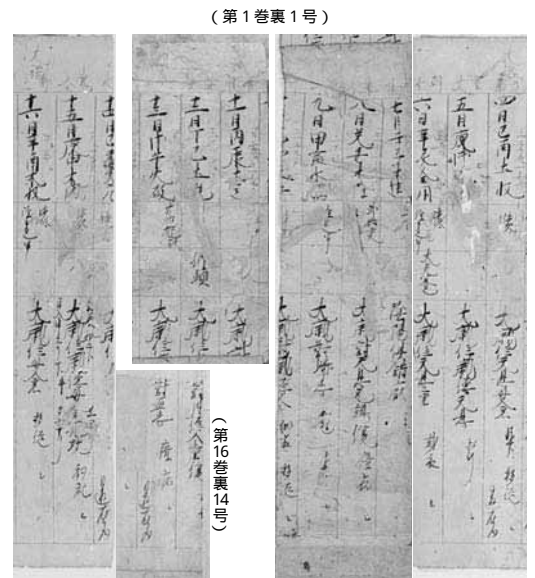
以上から次のことが読みとれる。(1)(2)は元来、具注暦の裏に(1)(2)の順に書写された1通の典籍だった。しかし、これらは内容も異なり中間に余白もあったために、2通に改装し、余白を除去した。その除去した紙を、修



(表紙) (下八裏1号)(上八1号ウラ) (2号ウラ)  
 図39 成巻第1巻巻首(ウラ)



(2号右端) (4) (3) (2ウラ焼) (1) (1巻表紙左端)  
 図40 2号系図復原図



(第1巻裏1号) (第16巻裏14号)  
 図41 具注曆復原図

補紙等に転用したのである。

(1)の本文は、『東大寺要録』巻4 諸院章、天地院と同文で、東大寺本『東大寺要録』の文字を一部校訂することが可能である。また、(2)は釈文を掲出しておく。興福寺堂舎の縁起等を記し、執筆時点を嘉禎4年(1238)・延応元年(1239)とする記述がある。その鎌倉後期の古写本として貴重である。「厚庵院円堂」が保安4年(1123)に上棟したなど、興味深い記述を含む(巻頭図版2参照)。

なお興福寺堂舎に関しては、『奈良六大寺大観』7、興福寺1(岩波書店、1969年)の解説12頁には「氷室神社蔵興福寺堂舎図」の写真が掲載されている。これは成巻第6巻13号、垂水牧に関する建治2年(1276)2月2日沙弥某等連署譲状の紙背文書であり、それ以前の成立と考えられる。鎌倉再建の興福寺堂舎を示す貴重な絵図である。

小 結 系図断簡の③・具注曆断簡の第16巻裏14号は共に現在、寛政5年(1793)の刊記をもつ刷り物(成巻第16巻裏13号)の上に貼付されている。また具注曆紙背典籍の甲函26号には、2通とも後補表紙・題簽が付いているが、それらは成巻文書の第2巻~17巻と同一の体裁である。寛政5年以降の時期に、系図・具注曆、さらに成巻文書も含めて整理が為されたことが分かる。その際に断簡までも保存しておいた点には、文書保存に対する大宮家の熱意が読みとれる。今後も大宮家文書の保存を図ると共に、内容の検討を進める必要があるだろう。

(吉川 聡・桑原文子/奈良市立史料保存館)

謝辞 本稿の内容は、多くの機関に所属する調査担当者による、共同作業の成果である。調査関係者の方々、そして何より、調査にご理解を頂いた所蔵者の大宮守人氏に、深く感謝致します。